

大分大学大学院福祉健康科学研究科長期履修規程

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第22条第2項の規定により、大分大学大学院福祉健康科学研究科（以下「本研究科」という。）における長期履修に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修のできる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、研究科長が特に必要と認めた者

(教育課程の編成)

第3条 長期履修学生に限定した特別の教育課程は編成しないものとし、本研究科の教育課程については、弾力的に運用するものとする。

2 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に関し、指導教員に対して綿密な相談を行うものとする。

(長期履修期間)

第4条 長期履修期間は1年を単位とし、その上限は4年とする。

(申請及び変更手続)

第5条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式第1号）を入学時までには研究科長に提出しなければならない。

2 修了予定前にやむを得ない事情により長期履修を申請する場合は、長期履修申請書（様式第1号）を、長期履修を希望する年度の前年度の2月15日から2月末日までに研究科長に提出しなければならない。この場合において、当該申請により認められる長期履修期間は、2年までとする。

3 長期履修を認められた者が、長期履修期間の延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第2号）を延長希望開始時期の1か月前までに研究科長に提出しなければならない。

4 長期履修を認められた者が、長期履修期間の短縮（長期履修の取消しを含む。以下同じ。）を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第2号）を修了希望時期の半年前までに研究科長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 長期履修の申請並びに長期履修期間の延長及び短縮の許可は、研究科委員会において審議の上、研究科長が行う。

(長期履修期間満了前の修了)

第7条 長期履修学生は、許可された長期履修期間満了前に修了することはできない。ただし、前条に規定する長期履修期間の短縮の許可を得た場合は、この限りでない。

(履修計画等の立案)

第8条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書(様式第1号)の作成に当たり、事前に長期履修の必要性、履修計画及び研究計画等について、当該コースの教員と十分に協議するものとする。

(在学期間及び休学)

第9条 長期履修学生が在学できる期間は、4年を限度とする。

- 2 長期履修学生が、病気その他の事由により2か月以上修学できないときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。
- 3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して2年を超えることができない。

(授業料)

第10条 長期履修学生の授業料は、大分大学授業料その他の費用に関する規程(平成16年規程第91号)の定めるところによる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年福祉健康科学研究科規程第4号)

この規程は、令和6年7月11日から施行する。

長期履修申請書

大分大学大学院福祉健康科学研究科長 殿

専攻.....
学籍番号.....
住 所.....
氏 名.....㊟

下記のとおり長期履修を希望しますので，許可願います。

記

入 学 年 月	年 月入学
正規の履修期間	修士課程 年 月から 年 月（2年）
希望する履修期間 （年数）	年 月から 年 月 （ 年）
現在の勤務先等	名 称..... 所在地.....
長期履修を希望する理由 （資料があれば添付すること。）	

注 第5条第2項の規定により修了予定前に長期履修を希望する者は，学籍番号を記入すること。

長期履修期間変更申請書

大分大学大学院福祉健康科学研究科長 殿

専攻
学籍番号
氏名

印

下記のとおり長期履修期間を変更いたしたいので、許可願います。

記

変更の内容 (該当するものを ○で囲む。)	長期履修期間の延長 ・ 長期履修期間の短縮
許可された長期 履修期間(年数)	年 月から 年 月 (年)
変更後の履修期間 (年数)	年 月から 年 月 (年)
現在の勤務先等	名 称 所在地
長期履修期間の変更 を希望する理由 (資料があれば 添付すること。)	